

高等教育の修学支援新制度における 令和7年度日本学生支援機構給付奨学金 在学採用申込について

この案内は、高等教育の修学支援新制度（以下「新制度」と言う。）に係る日本学生支援機構給付奨学金の案内となります。新制度は「入学料減免」・「授業料減免」・「日本学生支援機構給付奨学金」が併せて支援されます。生計維持者の所得・通学形態・家族構成等により、日本学生支援機構給付奨学金の支援区分及び支給月額が決定し、支援区分に応じて入学料（専攻科生及び編入学生のみ）・授業料の減免額が決定されます。

高等教育修学支援新制度における授業料等減免のみ希望される方もお申込みください。（多子世帯含む）

※入学料減免の対象は基本的に専攻科及び編入学生となります。令和7年3月に入学料免除申請書を提出した方で、当該奨学生でない方は当制度に申し込んでください。

1. 申込資格

令和7年度に本科4・5年生及び専攻科生であり、以下の基準に該当する者。

（過去に本科4年生以上の時に留年または現在留年中の者は対象外）

【学力基準】※次のいずれかに該当すること

【4年生】

- （1）1～3年次の評定平均値が3.5以上であること
- （2）将来、社会で自立し、活躍する目標をもって学修する意欲を有していることが、「学修計画書」で確認できること

【5年生・専攻科生】

- （1）高専における全履修科目のGPA（平均成績）が、上位1/2以上であること
- （2）修得した単位数の合計数が標準単位数以上であり、かつ将来、社会で自立し、活躍する目標をもって大学等における学修意欲を有していることが、「学修計画書」で確認できること

【家計基準】（収入基準・資産基準）※いずれかの区分に該当すること

- （第Ⅰ区分）申請者と生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること
- （第Ⅱ区分）申請者と生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円以上25,600円未満であること
- （第Ⅲ区分）申請者と生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること
- （第Ⅳ区分）申請者と生計維持者の支給額算定基準額の合計が51,300円以上154,500円未満であること

※令和7年度より、多子世帯（扶養する子が3人以上の家庭）への支援としての区分が追加されました。

※日本学生支援機構「進学資金シミュレーター」で、新制度の対象になりそうかどうか大まかに調べることができます。 <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

支援金額 ※区分により支援金額が異なります

年収目安	区分	支援額		区分	支援額	
		給付奨学金	授業料等減免		給付奨学金	授業料等減免
～270 万円	第Ⅰ区分	3/3	3/3	第Ⅰ区分 (多子世帯)	3/3	3/3
270～300 万円	第Ⅱ区分	2/3	2/3	第Ⅱ区分 (多子世帯)	2/3	3/3
300～380 万円	第Ⅲ区分	1/3	1/3	第Ⅲ区分 (多子世帯)	1/3	3/3
380～600 万円	-	-	-	第Ⅳ区分 (多子世帯)	1/4	3/3
600 万円～ かつ多子世帯	-	-	-	多子世帯	-	3/3

※自宅通学と自宅外通学で給付奨学金の支援金額が異なります。詳しくは学生課で受け取るパンフレットをご確認ください。

※受給資格は原則として令和7年4月分から卒業（修業年限の終期）までです。ただし、採用後は定期的に適格認定（採用区分の見直し）が行われ、学業成績や家計基準により、区分の変更や廃止となることがあります。また、懲戒処分を受けた場合は、認定の取り消しや停止となります。

2. 申込手順

①学生課学生係から申請書類の受け取る（4月18日（金）まで）

※郵送を希望する場合は、4月16日（水）（必着）までに返信用封筒（切手貼付・宛名記入済）を学生課学生係までご郵送ください。

② 学校へ以下の書類を提出（該当者のみ）（4月25日（金）必着）

「資料」26Pをご覧ください。

③「スカラネット入力下書き用紙」に記入した内容をスカラネットに入力

（同封のスカラネットのログイン ID とパスワードを使用）

④「奨学金確認書兼地方税同意書」の郵送（4月30日（水）（必着））

※その後、学生係で入力データを取りまとめ、学内選考を経て日本学生支援機構に推薦します。

3. 学生係からの配布書類

- ・本紙
- ・スカラネット入力用 ID・パスワード
- ・奨学金案内ダイジェスト
- ・スカラネット入力下書き用紙
- ・給付奨学金確認書兼地方税同意書

4. 提出書類（全員提出）

（1）全員が提出する書類

No.	提出書類	提出方法	注意事項	提出先
1	給付奨学金確認書 兼地方税同意書	日本学生支援機構へ 郵送	記入する住所が住民票と違っていても、現住所を記入してください。	日本学生支援機構
2	マイナンバーの提出	スカラネットへ入力	奨学金申請者本人、生計維持者のマイナンバーを提出してください。	

（2）該当者のみ提出する書類

「資料」26P をご覧ください。

5. スカラネット入力時の注意事項

- ・「高等教育の修学支援新制度における（給付奨学金及び授業料等減免）の申請を希望しますか」の設問には **必ず「希望します」を選択**してください。「希望しません」を選択すると支援が受けられません。（授業料等減免のみの方も「希望します」を選択してください）

希望する奨学金	スカラネット画面表示	入力内容記入欄
	STEP3 ②奨学金申込情報 1. 高等教育の修学支援新制度（給付奨学金及び授業料等減免）を希望しますか。 ※家計急変採用に申し込む人は、「希望しません」に変更できません。 2. 貸与奨学金（月額：第一種奨学金（無利子）、第二種奨学金（有利子））の新規申込みを希望しますか（現在、貸与奨学金を受けている場合、(c) の (8) ～ (14) を選択する方以外は「希望しません」を選択してください。 (重要) 給付奨学金又は高等教育の修学支援新制度による授業料減免を受けている人が併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、給付奨学金の支援区分等に応じて第一種奨学金の貸与月額が調整されます。この場合、貸与奨学金の申込時に選択した貸与月額及び貸与中の月額から減額又は増額（併給調整といいますが）されることがあるので注意してください。	☒希望します ☐希望しません ☐希望します ☐希望しません

- ・スカラネットでの奨学金申込が完了すると、メニュー画面から「マイナンバー入力用の専用画面」へ遷移が可能です。奨学金申込者本人、生計維持者①、生計維持者②のマイナンバーを入力してください。

（スカラネットメニュー画面）

個人番号（マイナンバー）の提出等

※必ず下の「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンから個人番号提出等の手続きをしてください。「未提出」の表示のままだと審査ができません。

※「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンを押すと個人番号（マイナンバー）提出用のサイトへ移動します。

提出対象者	個人番号（マイナンバー）提出状況
申込者本人	未提出
生計維持者①	未提出
生計維持者②	未提出

個人番号（マイナンバー）の提出等

（マイナンバー入力用の専用画面）

1. 登録されているあなたの情報は以下のとおりです。

あなたの情報

漢字氏名	梅田 太郎
カナ氏名	キコウ タロウ
奨学金申込時に入力した現住所	〒162-0845 東京都新宿区市谷本町10番7号
生年月日	2005年4月1日

あなたの個人番号を入力してください。

※マイナンバーカード等を確認し、正しい個人番号を入力してください。他の人の個人番号を入力したり、個人番号の全部または一部の入力を行うと、奨学金の審査が行えません。十分注意して入力してください。

個人番号（半角数字）

確認のため、再度個人番号を入力してください。

確認用（半角数字）

6. その他注意事項

- (1) 申請を取りやめる場合は、その旨を必ず学生係へ連絡してください。
- (2) 不明な点がありましたら学生係へお問合せください。
- (3) 書類に記載された個人情報は、奨学金の申請に関する資料としてのみ使用します。
- (4) 期日を過ぎての申請は受け付けませんので、必ず期限内に手続きしてください。

《提出・問合せ先》

〒410-8501 沼津市大岡3600
沼津工業高等専門学校 学生課学生係
TEL : 055-926-5734
FAX : 055-926-5882